

三豊市集落排水事業
経営戦略
(素案)

令和 7 年 12 月
三豊市環境衛生課

目次

第1章 経営戦略について

1-1	経営戦略策定にあたって	1
1-2	計画期間	1
1-3	対象事業	2
1-4	経営戦略の位置づけ	2

第2章 三豊市下水道事業の概要

2-1	下水道事業の概要	3
2-2	施設概要	4
2-3	下水道使用料体系	5
2-4	その他の取組状況	6

第3章 現状分析及び課題の抽出

3-1	現状分析	7
3-2	経営指標による分析	11
3-3	他団体との比較	13

第4章 経営の基本方針

4-1	基本方針	15
-----	------	----

第5章 将来の事業環境

5-1	将来推計人口	16
5-2	将来水量推計	16

第6章 投資・財政計画

6-1	使用料収入	17
6-2	営業費用	17
6-3	他会計繰入金(3条)	18
6-4	企業債残高	18
6-5	現預金残高	19
6-6	経費回収率	19
6-7	投資・財政計画	21
6-8	目標指標	22
6-9	目標指標達成に向けた具体的な取組	23

第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 23

参考 各用語の説明

第1章 経営戦略について

1-1 経営戦略策定にあたって

下水道は、衛生的で快適な生活環境の確保、雨水排除による浸水の防除、用水域の水質保全のため、欠くことのできない重要な都市基盤施設です。

そして市街地、農山漁村等を含めた市全域で効率的な生活排水処理施設の推進を図るために、各種生活排水処理施設の特性等を踏まえ、経済比較を基本としつつ水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備手法の選定を行なうことが必要不可欠とされています。

現在、本市の生活排水処理施設の整備は、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等により実施しています。ただ、今後における本市の人口減少や厳しい財政事情等を踏まえると、個別処理(合併処理浄化槽など)を前提とした生活排水処理事業を進めていく必要があります。

このような環境において、令和6年度には、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等を図るため、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計による事業運営を開始するとともに、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、健全な経営の確保に努めてきました。

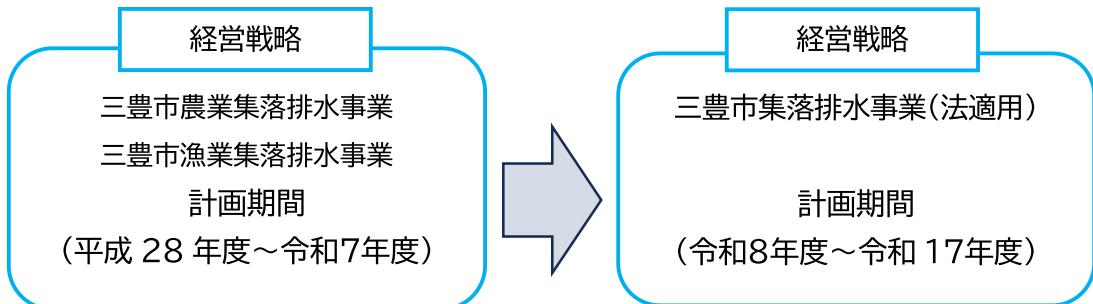
しかし、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中にも関わらず、施設の維持管理、計画的な改築・更新をこれまで以上に推進し、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることで、将来にわたって市民生活に必要なサービスを安定的に提供できるよう、平成28年度に策定した経営戦略を改訂するものです。

1-2 計画期間

計画期間は令和8年度～令和17年度の10年間とします。

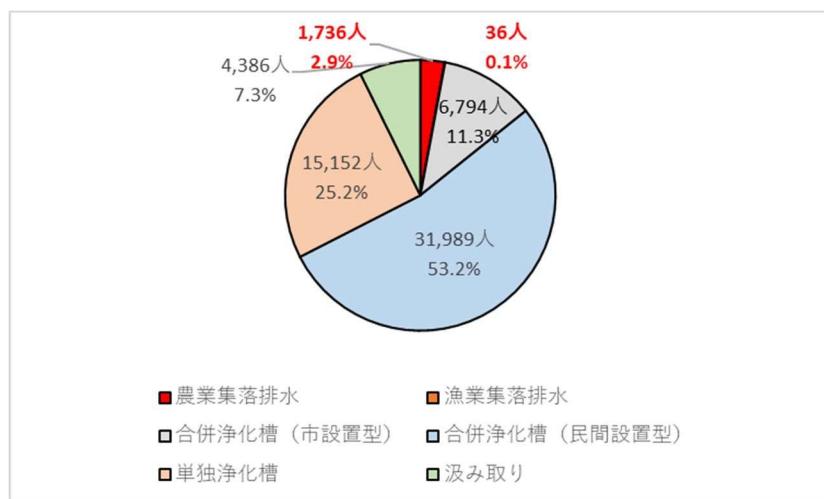
また、計画期間中に推進すべき具体的な施策や指標を示し、適切な下水道事業の運営に努めます。



1-3 対象事業

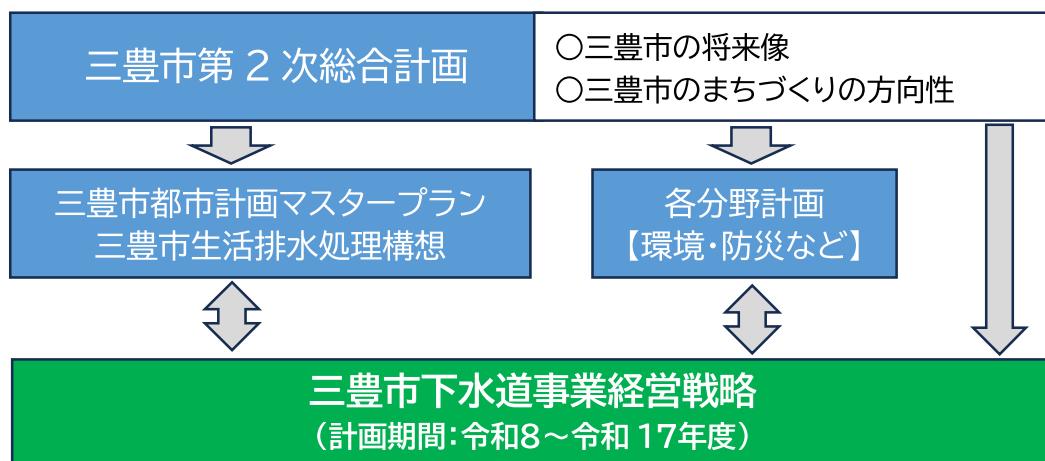
本経営戦略の対象となる事業は、下水道事業です。

また、令和6年度末における同事業利用者は、農業集落排水事業 1,736 人、漁業集落排水36 人の計 1,772 人であり、行政人口に占める割合は 2.9%となっています。その他の処理方法については、合併浄化槽(市設置型、民間設置型)、単独浄化槽、汲み取りがあり、割合はそれぞれ、下図のとおりとなっています。



1-4 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、市政の最上位の方針である「三豊市総合計画」を上位計画として位置づけます。また、施設の将来における維持管理等の考え方を示した「三豊市施設等総合管理計画」、その他環境・防災などの各分野における本市の計画のほか、「香川県汚水処理事業広域化・共同化計画」など他の計画と連動し、計画の整合性を図ります。



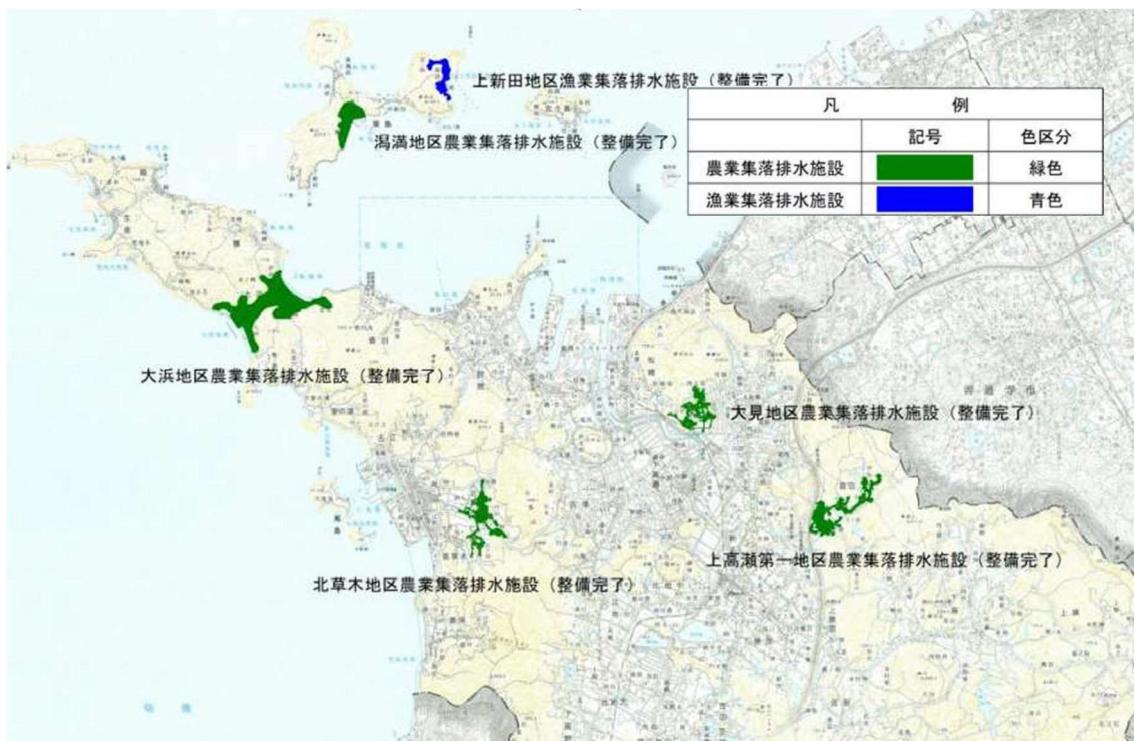
第2章 三豊市下水道事業の概要

2-1 下水道事業の概要

平成5年度に着手した三豊市下水道事業は、平成11年3月31日に一部供用を開始しました。令和5年度未現在、下水道計画区域は農業集落排水事業177ha、漁業集落排水事業13haとし、計画処理人口は農業集落排水事業3,890人、漁業集落排水事業202人としています。なお、下水道の整備は終了し、更新事業を行ってまいります。

令和7年1月時点

	農業集落排水事業	漁業集落排水事業
供用開始年度 (供用開始後年数)	上高瀬第一地区:平成11年度(26年) 大見地区:平成15年度(22年) 潟満地区:平成5年度(32年) 大浜地区:平成13年度(24年) 北草木地区:平成14年度(23年)	平成5年度(32年)
処理区域内人口密度	1531.07人/km ²	515.38人/km ²
処理区数/処理場数	5:(上高瀬第一地区・大見地区・潟満地区・大浜地区・北草木地区)	1:上新田地区



2-2 施設概要

(1) 处理場施設

●農業集落排水

処理場名	計画				処理方式	供用開始年度	現況(令和5(2023)年度)			
	計画面積(ha)	計画人口(人)	計画戸数(戸)	計画汚水量(m³/日)			処理面積(ha)	処理人口(人)	処理戸数(戸)	処理能力(m³//日)
潟満	45.0	370	135	99.9	JARUS-V型	平成5年(1993年)	45.0	76	68	99.9
大浜	46.0	1,520	441	410.4	JARUS-XII・G型	平成13年(2001年)	46.0	612	308	411.0
大見	25.7	700	185	189.0	JARUS-XII・G型	平成15年(2003年)	25.7	319	130	189.0
北草木	26.0	640	174	172.8	JARUS-XII・G型	平成14年(2002年)	26.0	367	151	173.0
上高瀬第一	34.0	660	166	178.2	JARUS-XI型	平成11年(1999年)	34.0	374	135	179.0

●漁業集落排水

処理場名	計画				処理方式	供用開始年度	現況(令和5(2023)年度)			
	計画面積(ha)	計画人口(人)	計画戸数(戸)	計画汚水量(m³/日)			処理面積(ha)	処理人口(人)	処理戸数(戸)	処理能力(m³//日)
上新田	13.0	202	60	54.5	接触ばつ気凝集沈殿	平成5年(1993年)	3.8	38	27	55.0

(2) 中継ポンプ施設

箇所数	21箇所(農業集落排水19、漁業集落排水2)
-----	------------------------

(3) 管路施設

事業	種類	布設延長	整備面積
農業集落排水	汚水	36km	177ha
漁業集落排水	汚水	2km	13ha

2-3 下水道使用料体系

三豊市的一般汚水の料金体系は、下図表のとおり、使用人数による定額制(人頭制)を採用しています。他方、多くの団体では、「基本料金」と、使用水量に応じて変動する「従量料金」の2部から構成される2部料金制を採用しています。

また、本市においては令和2年4月より、生活排水処理料金を地区・事業に関係ない統一料金としています。

用途	使用人員	月額使用料(税込み)
一般家庭	0~1人	2,860円
	2人以上	1人につき 660円
事業用	1~4人	3,300円
	5人	3,630円
	6人	3,960円
	7人	4,290円
	8~9人	4,620円
	10人	5,280円
	11~15人	6,380円
	16~20人	7,590円
	21~25人	8,690円
	26~30人	10,230円
	31~40人	13,420円
	41~50人	16,610円
	51~60人	34,100円
	61~70人	37,400円
	71~80人	40,700円
	81~90人	44,000円
	91~100人	47,300円
自治会館	—	3,300円

2-4 その他の取組状況

(1) 老朽化・地震対策

本市において耐用年数を経過した管渠はありませんが、令和7年度に三豊市生活排水処理構想を作成しており、引き続き施設の計画的な改築・更新、維持管理に努めています。

(2) 地方公営企業法の適用

令和6年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、より経営状況が把握できるようになりました。引き続き公営企業会計による事業運営を行うことで、経営基盤の強化に取り組んでいます。

(3) 広域化・共同化

香川県及び県内市町等で構成する「香川県汚水処理事業効率化協議会」において、「香川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定し、広域化・共同化の具体的な取組みの検討を行っていますが、現時点において三豊市では処理区・処理施設の統廃合は予定されていません。

(4) 民間活用

処理施設の維持管理業務を民間業者に委託しています。現在、包括的民間委託は実施していませんが、今後の経営状況や組織体制の変化等を鑑みつつ、引き続き、検討してまいります。

(5) 汚泥の有効利用

既整備区域のうち、大浜、大見、北草木、上高瀬第一地区の汚泥は、し尿処理施設へ搬入後、汚泥再資源化施設(かがわコンポスト事業所)で堆肥化を行っています。

(6) 処理水の利用

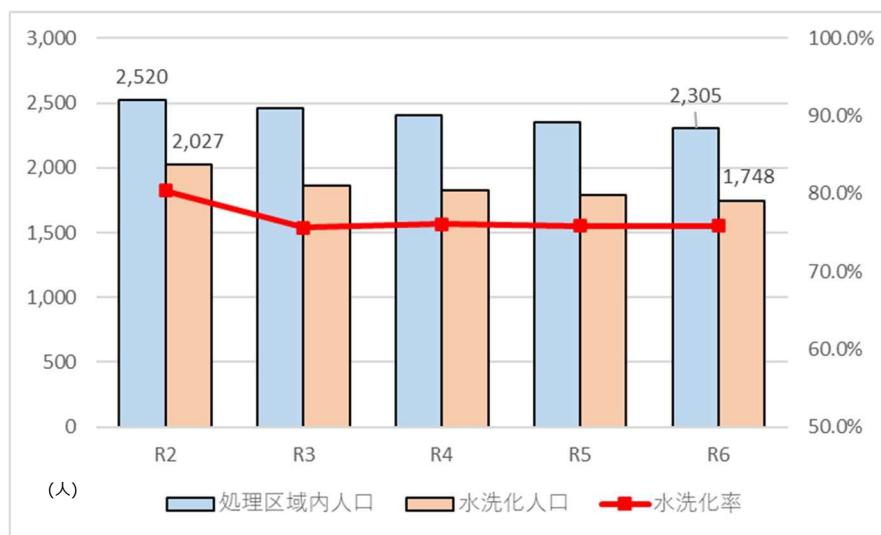
一部処理区においては、再生処理水を農業用水として再利用し有効活用しています。

第3章 現状分析及び課題の抽出

3-1 現状分析

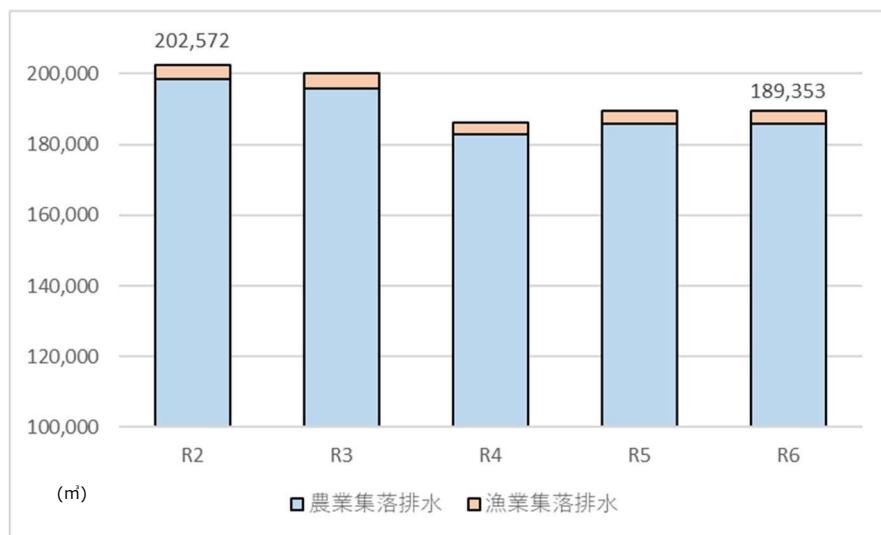
(1) 処理区域内人口の推移

処理区域内人口は年々減少を続けており、令和6年度においては令和2年度と比較して△215名減少(△8.5%)しています。なお、同期間における三豊市全体の行政人口減少率は△6.1%であり、処理区域内人口減少速度の方が速い状況にあります。また、処理区域内人口に占める水洗化人口の割合である水洗化率(接続率)は、近年76%前後で推移しています。



(2) 有収水量の動向

使用料収入の対象となる有収水量の推移は、処理区域内人口の減少に伴い、人口減少率ほどではないものの、減少傾向にあります。



(3)投資及び整備状況

農業集落排水および漁業集落排水はともに整備を完了しており、新たな整備計画はありません。今後は各処理区の整備年度に合わせ、点検・調査の結果を踏まえながら、必要な個所から順次更新を実施してまいります。

●農業集落排水事業

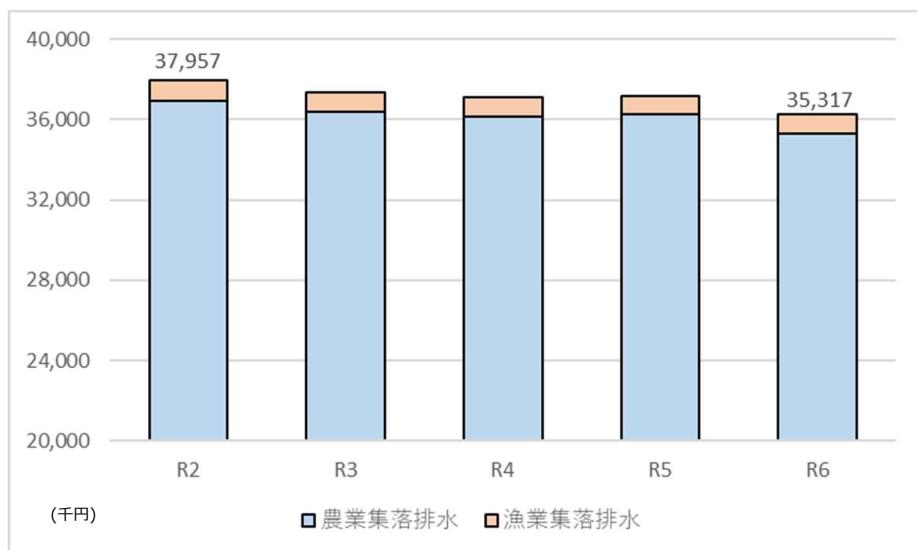
処理区名称	着手年度	完了年度	整備面積
潟満地区	平成 2 年度	平成 4 年度	45.0ha
大浜地区	平成 8 年度	平成 13 年度	46.0ha
大見地区	平成 11 年度	平成 15 年度	25.7ha
北草木地区	平成 10 年度	平成 14 年度	26.0ha
上高瀬第一地区	平成 6 年度	平成 11 年度	34.0ha

●漁業集落排水事業

処理区名称	着手年度	完了年度	整備面積
上新田地区	平成 3 年度	平成 5 年度	13.0ha

(4)使用料収入

直近 5 か年における使用料収入は、処理区域内人口の減少に伴って減少傾向にあり、令和 6 年度においては令和 2 年度と比較して△2,640 千円(△7.0%)減少しています。この期間内における接続率の上昇や料金改定などの增收に繋がる要素は無く、今後はこのような人口減少による収入減を補う施策の検討が必要です。

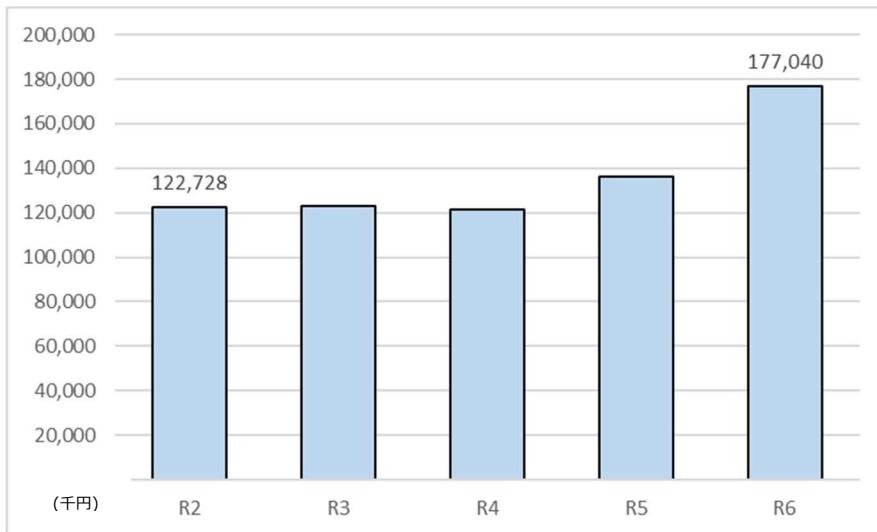


※R2 年度～R5 年度については、R6 年度決算に合わせて税抜き処理を実施しています。

また、R5 年度においては公営企業法財務適用したことによる打切決算を実施していますが、特例的未収金のうち R5 年度発生分を加算しています。

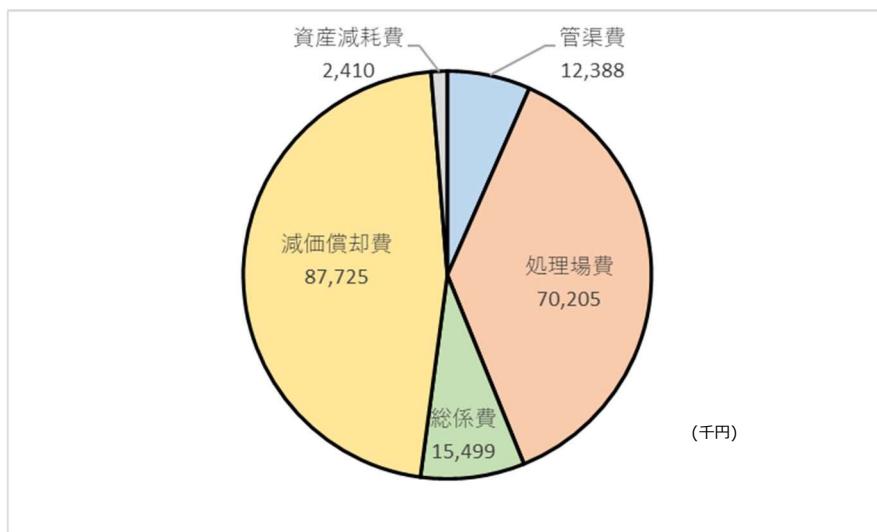
(5)一般会計繰入金

一般会計からの繰入金については、令和6年度により独立採算を意識した公営企業法財務規程を適用したため、その初年度においてスポット的に繰入金が増加しています。法適用企業となることで平時の資金管理を独立して実施する必要があり、経営基盤を安定させるための措置となっています。



(6)営業費用の内訳

営業費用に占める費目の割合は、減価償却費、次いで処理場費が大きくなっています。非現金支出である減価償却費と資産減耗費を除くものでは、処理場にかかる費用が最も多額であり、管渠の維持に係る管渠費は総費用の6.6%、給与費や事務諸経費に掛かる総係費は8.2%となっています。



(7)組織体制

当事業は環境衛生課が所管しており、当会計における職員数は、直近10年間において、1名で変わっていません。



(8)施設の老朽化状況

主な固定資産の老朽化状況は以下の通りです。

比較的耐用年数の短い機械及び装置の老朽化比率は高いですが、固定資産の大部分を占めている管渠を主とした構築物は50%前後の状況にあります。

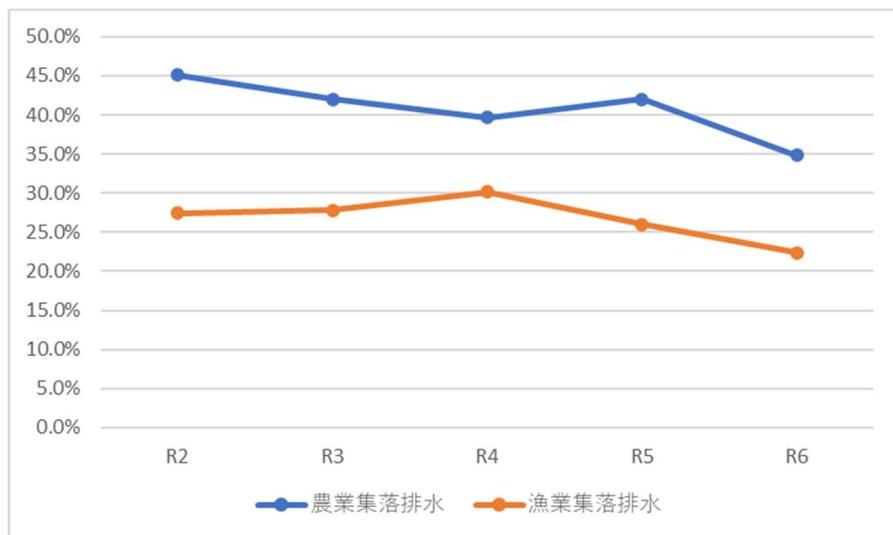
老朽化比率	農業集落排水事業	漁業集落排水事業
建物	45%	54%
構築物	44%	54%
機械及び装置	20%	90%
工具器具及び備品	0%	—
全体	43%	57%

※なお、老朽化率の算定にあたっては、固定資産の取得当初からの減価償却累計額÷取得価額により算出しているため、公営企業会計決算書の数値による算定とは異なります。

3-2 経営指標による分析

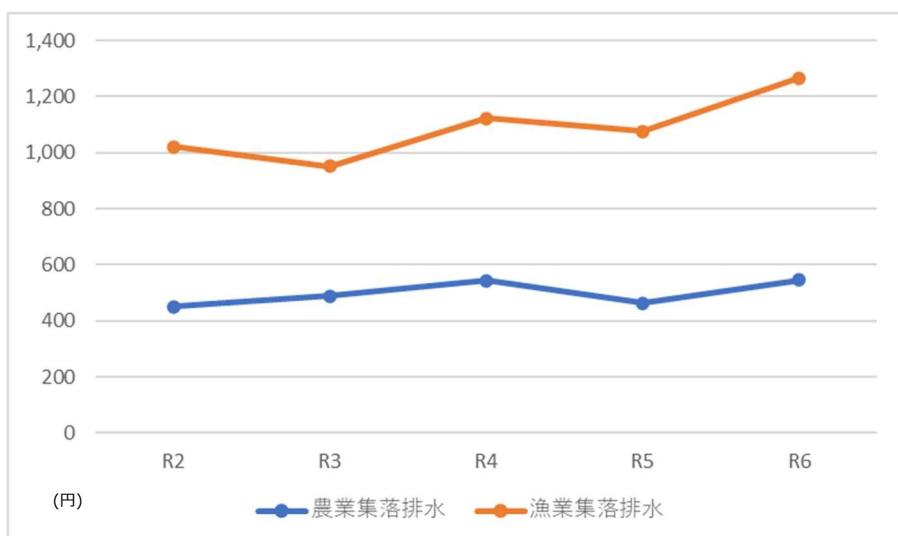
(1) 経費回収率

使用料収入を汚水処理費で除した指標で、経費を使用料でまかなえているかを示す指標です。令和6年度においては、農業集落排水が34.8%、漁業集落排水が22.4%であり、100%を大きく下回っている状況です。



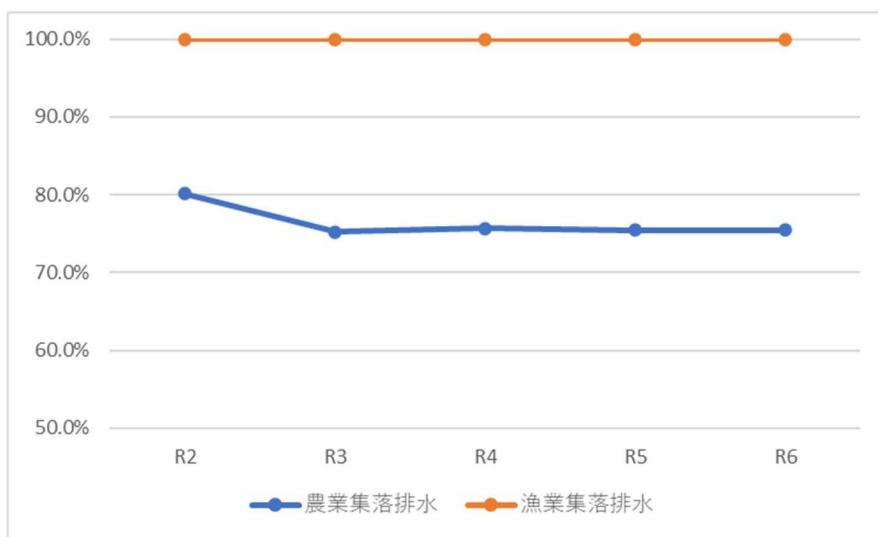
(2) 汚水処理原価(円／m³)

汚水処理費を年間有収水量で除した指標で、汚水1m³あたりの処理コストがどの程度かかっているかを示す指標です。農業集落排水は450円～550円のレンジで徐々に増加しながら推移しており、漁業集落排水は令和2年度の1,022円から令和6年度には1,266円と増加傾向にあります。



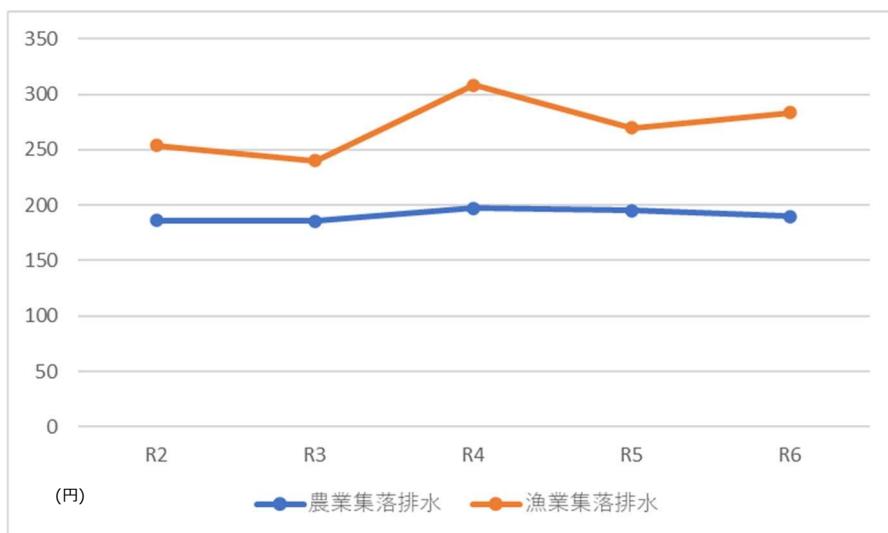
(3)水洗化率

処理区域内人口のうち、下水道に接続している人口の割合を示した指標です。令和6年度においては、農業集落排水は75.4%で、処理区域内のおよそ4分の3の住民が下水道を利用しておらず、近年大きな変動はありません。また、漁業集落排水においては100%を維持しています。



(4)使用料単価(円／m³)

使用料収入を年間有収水量で除した指標で、汚水処理1m³あたりの使用料を示しています。農業集落排水においては200円前後で推移しており、漁業集落排水は250円～300円のレンジで推移しています。



※R2年度～R5年度については、R6年度決算に合わせて税抜き処理を実施しています。

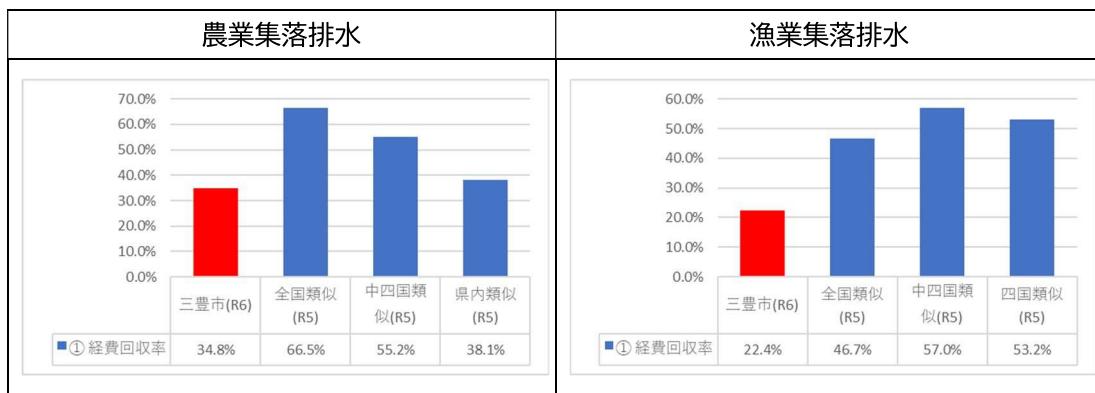
また、R5年度においては公営企業法財務適用したことによる打切決算を実施していますが、特例的未収金のうちR5年度発生分を加算しています。

3-3 他団体との比較

本市の経営状況を把握するため、他団体比較を実施しました。具体的には本市事業の令和6年度実績と、類似団体においては総務省より公表されている令和5年度実績との比較としています。

(1) 経費回収率

経費回収率は汚水処理にかかったコストを使用料収入でどの程度まかなえているかを示す指標で、100%以上を確保することが理想とされています。農業集落排水、漁業集落排水ともに全国、中四国、県内の類似団体平均よりも下回っている状況であり、処理コストに対して使用料収入が少ないことを示しています。同指標の改善に向けては、使用料の改定や接続率の向上、汚水処理コストの低減が必要であり、いかずかの方法で改善することが求められます。



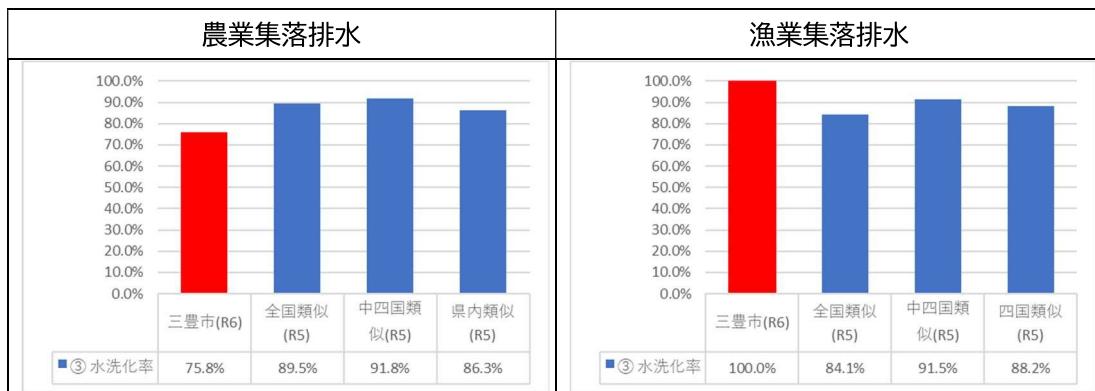
(2) 汚水処理原価

汚水処理原価とは、汚水処理に要した費用(汚水処理費)を有収水量で除した数値で、1m³あたりの処理単価を示しています。農業集落排水、漁業集落排水ともに各類似団体平均を大きく上回っており、特に漁業集落排水においては3倍以上のコストを要しています。これは、処理費用に対して水量が少ないことを示しており、行政区域内人口が他団体に比べて少ないことが理由として考えられます。



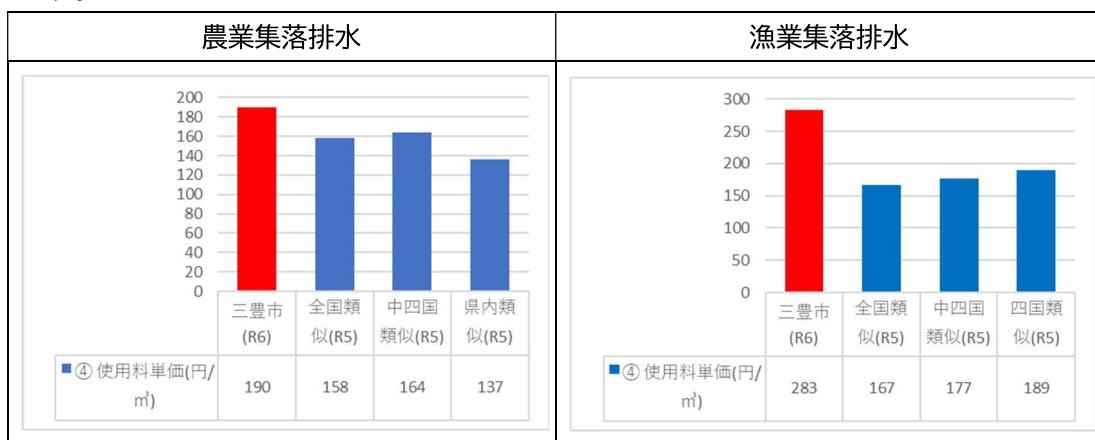
(3)水洗化率

水洗化率とは、処理区域内人口のうち集落排水を利用している人口の割合をあらわした数値で、数値が高いほどその処理方法が利用されていることを示します。農業集落排水においては、各類似団体平均を下回っていますが、漁業集落排水においては、全世帯が接続しており、類似団体平均を上回っています。



(4)使用料単価

使用料単価とは、徴収した使用料を有収水量で除した数値であり、1m³あたりどれだけの使用料を徴収できたかをあらわしています。両事業とも各類似団体平均を上回っています。有収水量あたりの使用料水準は他団体よりも高い状況にあることを示しています。



以上のことから、収益性を示す指標である経費回収率が低くなっている要因としては、汚水処理コストが高い傾向にあり、農業集落排水の水洗化率が低い傾向にあることが考えられます。同指標の改善に向けては、水洗化率を改善するとともに、定期的にコスト構造を見直し、最適な維持管理手法を検討することが必要であると考えられます。

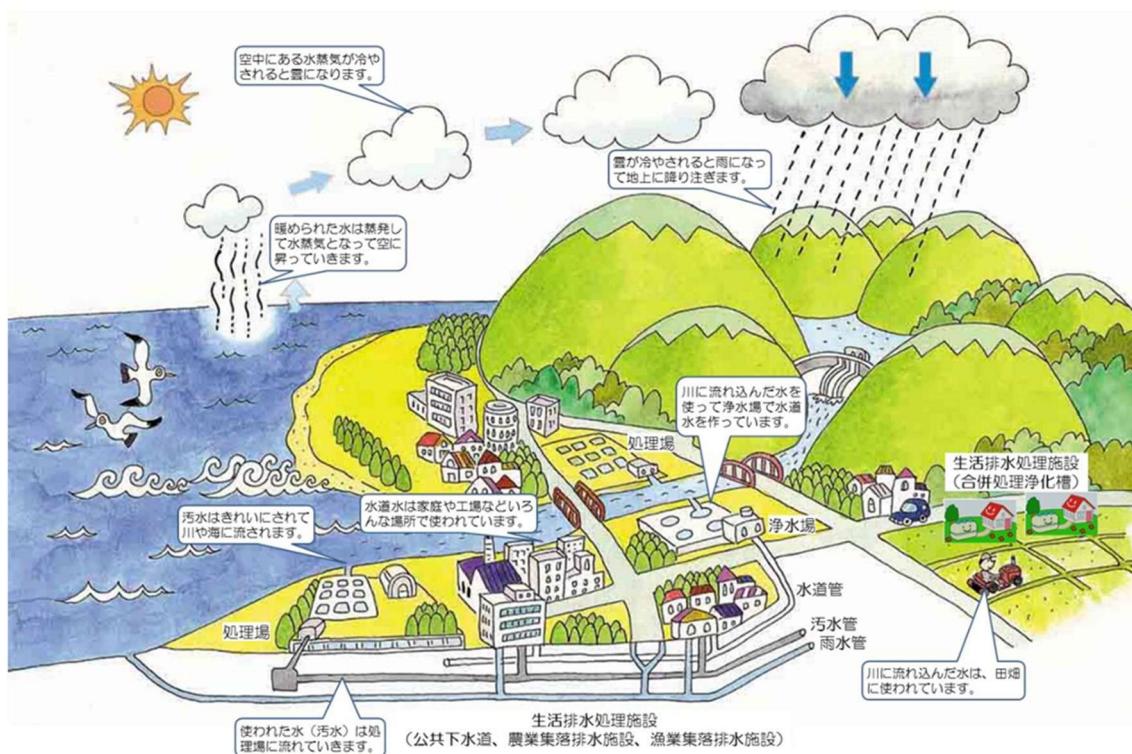
第4章 経営の基本方針

4-1 基本方針

生活排水処理の整備には、相当な事業期間と事業費が必要となります。さらに、その後の生活排水処理施設の維持管理に係る予算は市の財政に多大な影響を与える恐れがあります。現在、集落排水処理施設の維持管理には、使用料収入だけではまかなえず一般会計からの繰り入れを行っている状況にあります。

そして今後、施設の老朽化により維持管理費の増加が懸念されており、平成22年度に策定した処理施設の機能診断調査及び最適整備構想にもとづき、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図ることのできる計画的な更新工事を引き続き実施していくとともに、ケースによっては適正な処理方法の検討を実施します。

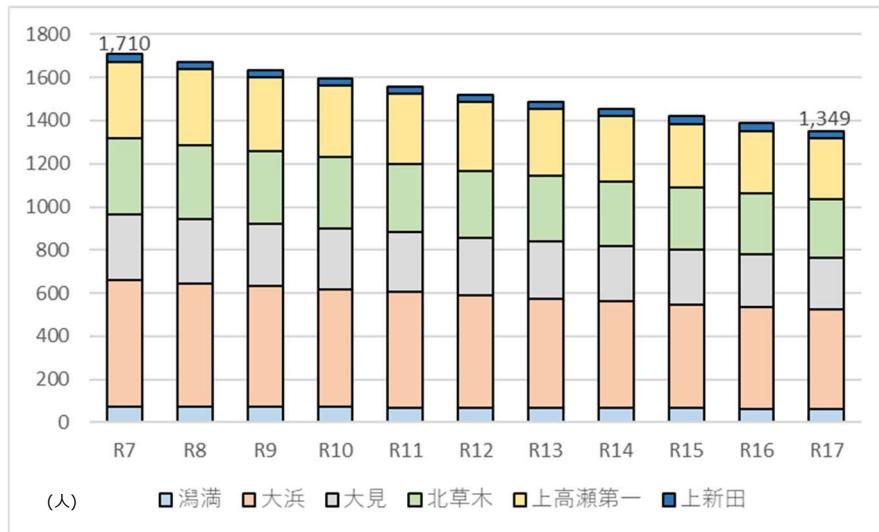
また、使用料の改定についても現在の定額制から従量制への移行を検討します。



第5章 将来の事業環境

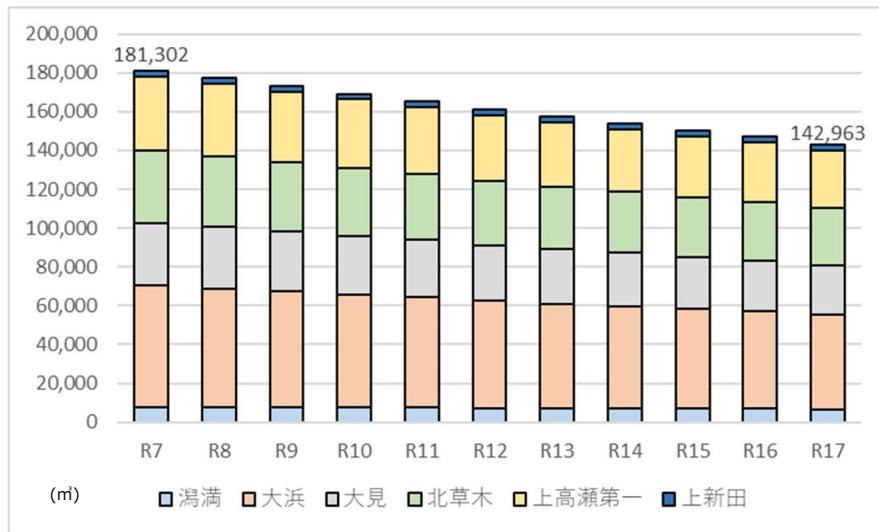
5-1 将来人口推計

処理人口は令和7年度から令和17年度にかけて△361人(△21.1%)減少する見込みとなっています。これは、三豊市全体の行政人口の予測減少率△12.5%より急激に減少することを示しています。



5-2 将来水量推計

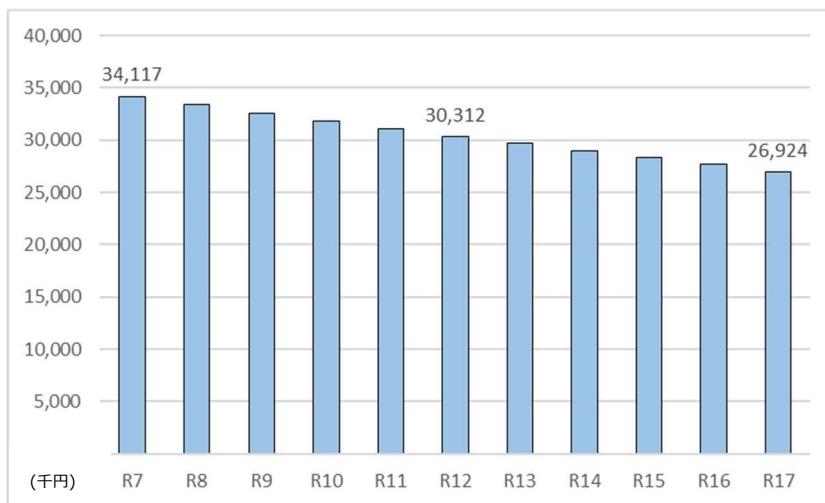
処理人口の減少に比例して、有収水量も減少することが予想されます。



第6章 投資財政計画

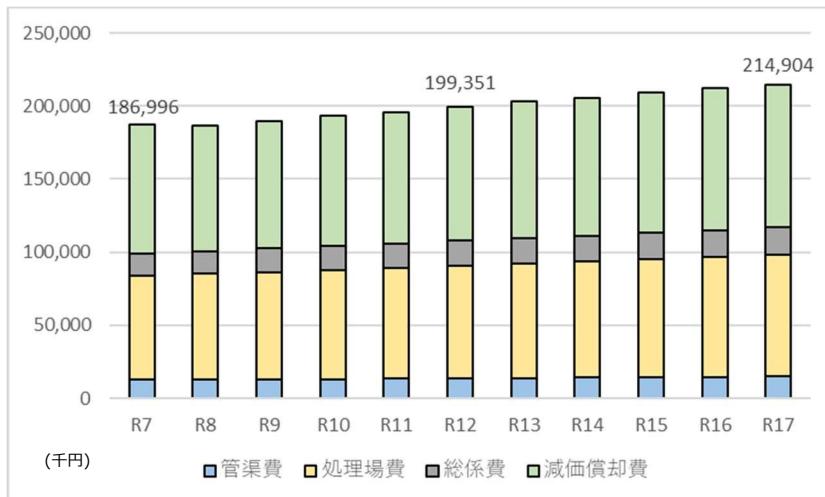
6-1 使用料収入

現行の使用料単価は、他団体と比較して高い水準であり、向こう5年程度において使用料改定を実施する予定はありません。ただ、使用料改定を実施しない成り行きベースにおいて、使用料収入は令和7年度から令和17年度にかけて△7,193千円(△21.1%)減少する見込みであり、近隣団体の状況も鑑みつつ改定の検討は実施します。



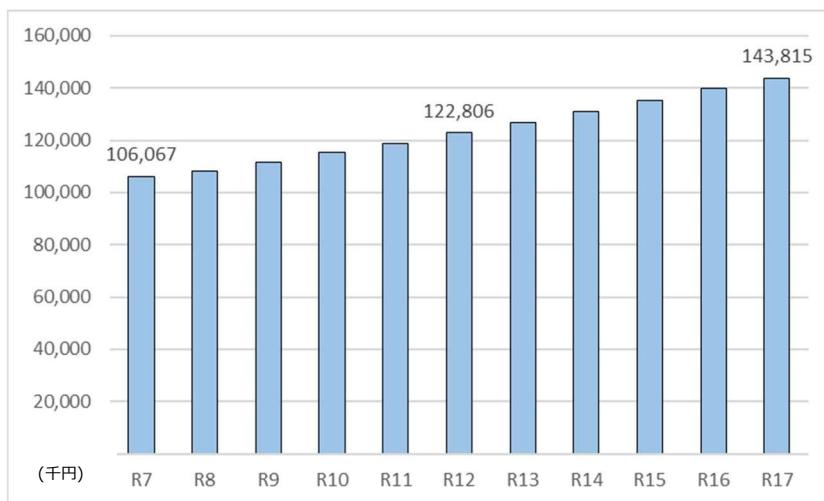
6-2 営業費用

経費に関しては、人件費や光熱費、修繕費等が高騰しており、今後も増加していくことが見込まれます。また、災害に備えた施設更新や調査費用も必要となります。



6-3 他会計繰入金(3条収入)

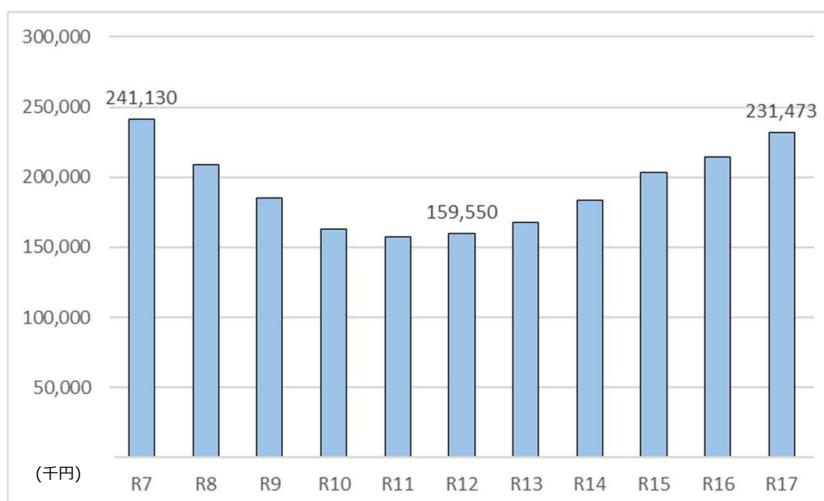
運営にかかる経費として、一般会計より補助金を受けており、汚水処理費を使用料収入でまかなえない部分について補填をしています。今後においては、営業費用の増大に伴ってこの金額も増加することが予想されます。



6-4 企業債残高

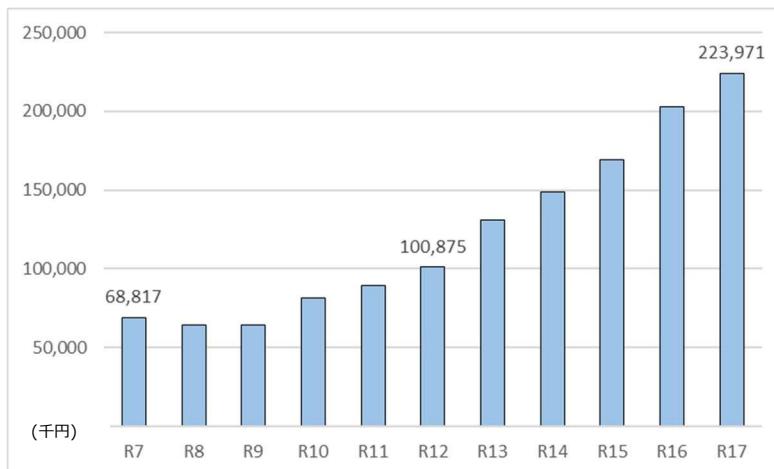
企業債残高については、既存の企業債について償還が進むため、令和 12 年度までは減少することが見込まれています。ただそれ以降は老朽化設備の更新工事等の財源を企業債でまかなうため、増加することが予想されます。

このため、今後の設備更新については極力平準化し、財源についても国や県の補助制度を活用しながら、企業債残高の抑制に努めます。



6-5 現預金残高

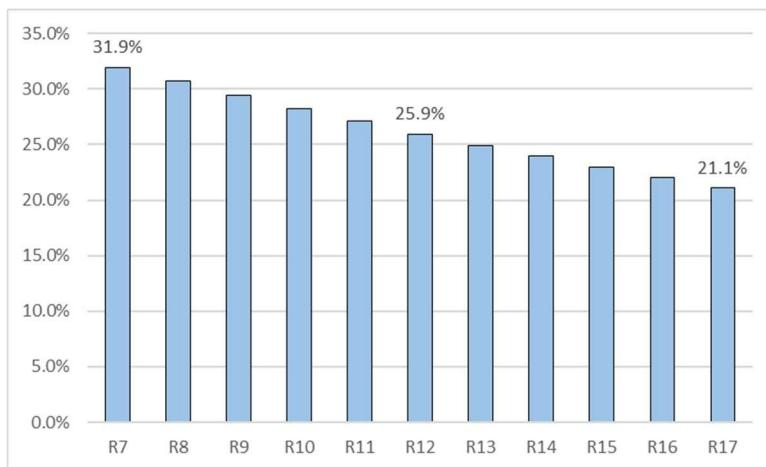
令和6年度より公営企業法財務規程等を適用し、現預金管理も一般会計とは独立した管理となっています。年度ごとに一般会計と繰入についての協議を実施しておりますが、現在の基準では現預金残高が増加する予測となっています。この点については、施設の老朽化に伴う更新費用等に備え、下水道事業に必要な現預金残高を確保しつつ、繰入金を調整します。



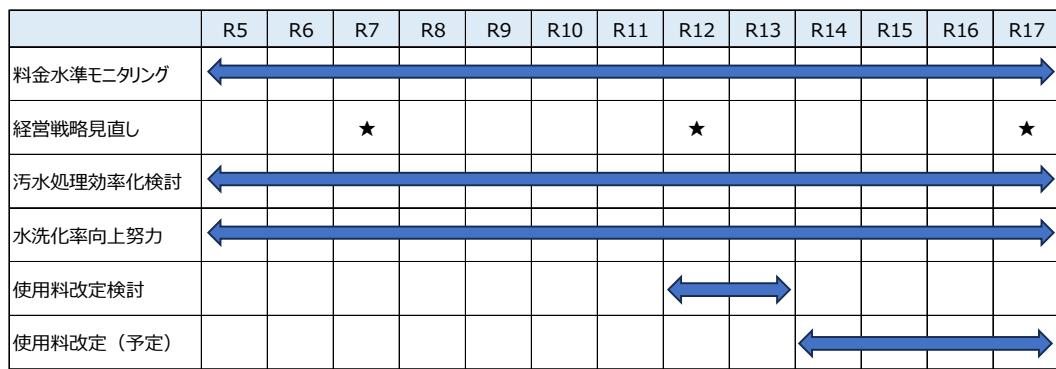
6-6 経費回収率

本市の経費回収率は、他団体と比較しても低水準にあり、改善する必要があります。そして改善の方法としては、収入増加策として使用料改定や接続率向上、経費削減策として民間活用やDX導入による効率化が考えられます。ただ、使用料改定については、現時点における本市の使用料が他団体と比較して高い水準にあり、まずは接続率向上の取組と経費削減についての取組を優先して実施します。

しかし、既に多くの近隣自治体において使用料改定の議論がなされていることから、その水準や今後の事業環境を鑑みつつ、改定の検討は隨時実施してまいります。



➤ 経費回収率改善に向けたロードマップ



6-7 投資財政計画

● 損益計算書

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
下水道使用料	34,117	33,359	32,600	31,841	31,083	30,312	29,655	28,999	28,342	27,686	26,924
受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業収益	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益計	34,122	33,359	32,600	31,841	31,083	30,312	29,655	28,999	28,342	27,686	26,924
管渠費	12,593	12,802	13,015	13,232	13,453	13,679	13,910	14,145	14,385	14,629	14,879
ポンプ場費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理場費	71,288	72,393	73,521	74,671	75,844	77,040	78,260	79,505	80,774	82,069	83,390
業務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経係費	15,389	15,693	16,004	16,321	16,643	16,973	17,309	17,652	18,001	18,358	18,721
減価償却費	87,725	85,799	87,363	89,090	89,954	91,659	93,374	94,237	95,964	97,050	97,914
資産減耗費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業費用計	186,996	186,687	189,902	193,313	195,894	199,351	202,852	205,539	209,125	212,107	214,904
営業利益	-152,873	-153,329	-157,302	-161,472	-164,812	-169,039	-173,197	-176,540	-180,783	-184,421	-187,980
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計補助金	106,067	108,193	111,729	115,301	118,772	122,806	126,850	130,811	135,258	139,677	143,815
長期前受金戻入	61,082	59,155	59,476	60,037	60,037	60,576	61,125	61,125	61,687	61,606	61,606
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外収益計	167,149	167,348	171,205	175,338	178,809	183,383	187,976	191,936	196,945	201,283	205,422
支払利息等	4,560	3,990	3,639	3,398	3,322	3,456	3,685	4,096	4,652	5,140	5,493
雑支出	7,594	7,822	8,159	8,488	8,793	9,130	9,458	9,762	10,097	10,435	10,759
営業外費用計	12,154	11,812	11,798	11,886	12,114	12,586	13,143	13,858	14,749	15,575	16,252
経常利益	2,122	2,207	2,105	1,981	1,883	1,758	1,635	1,538	1,413	1,288	1,190
過年度損益修正益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別利益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	2,122	2,207	2,105	1,981	1,883	1,758	1,635	1,538	1,413	1,288	1,190

● 資本の収支

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
資本的収入	63,798	69,317	61,218	47,687	48,716	43,788	28,114	34,088	31,872	25,931	33,715
工事負担金											
企業債	21,424	28,802	27,000	20,000	27,000	27,000	20,000	27,000	27,000	20,000	27,000
他会計負担金											
出資金	42,374	40,515	34,218	27,687	21,716	16,788	8,114	7,088	4,872	5,931	6,715
資本的支出	84,985	102,574	91,327	61,529	72,573	65,181	32,171	50,632	47,307	28,896	50,072
建設改良費	21,424	41,802	40,000	20,000	40,000	40,000	20,000	40,000	40,000	20,000	40,000
委託費・工事請負費	21,424	41,802	40,000	20,000	40,000	40,000	20,000	40,000	40,000	20,000	40,000
その他											
企業債償還金	63,561	60,772	51,327	41,529	32,573	25,181	12,171	10,632	7,307	8,896	10,072

6-8 目標指標

本経営戦略における目標指標は以下の通りです。

なお、当該目標値は投資財政計画と一致しておりませんが、料金改定の検討や経費削減に向けた取組を実施することで、達成を目指します。

指標名称	単位	R6 実績値	R12 目標値	R17 目標値
経常収支比率	%	107.2	100.0	100.0
経費回収率	%	34.3	25.9	25.0
一般会計繰入金 ※収益的収入	千円	119,545	123,000	130,000
水洗化率	%	75.8	80.0	80.0
企業債残高対下水道 使用料率	%	780.9	600.0	780.0

6-9 目標指標達成に向けた具体的な取組

(1) 収入増加のための具体的取組

○ 水洗化率(接続率)の向上

農業集落排水区域においては、当該事業を利用できるものの、単独浄化槽等の集落排水処理とは異なる方法で処理をしている世帯が存在しています。このような世帯については、戸別訪問やチラシ等で農業集落排水に接続するように呼びかけを実施します。

○ 使用料改定の検討

健全な経営を継続するにあたっては、使用料の改定による収入増加策が有効な手段の一つとして考えられていますが、本市における使用料は近隣団体と比較して高い水準にあるため、現状使用料改定は予定しておりません。ただ、近隣団体においては使用料改定を既に実施、または改定予定の団体も存在することから、将来的には事業環境を鑑みながら使用料改定の検討を実施してまいります。

(2) 支出削減のための具体的取組

○ 投資の平準化に向けた取組

引き続き、生活排水処理構想に基づき、リスク評価を行ったうえで、優先順位をつけながら投資の平準化を図ります。

○ 広域化・共同化の取組

香川県では、県内自治体下水道事業の経営環境が、施設老朽化に伴う更新需要の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員の減少に伴う執行体制の脆弱化などにより厳しい状況にあります。本市においても、施設の統廃合や共同化、委託業務の共同発注などの可能性など、県内の他の団体の動向を注視し、広域化・共同化が可能な領域がないか、引き続き検討してまいります。

○ 包括的民間委託の検討

本市においては、既に複数の業務を事業者に委託していますが、今後の経営状況を踏まえつつ、民間の創意工夫、知識や経験をさらに活用するために、使用料の適正化の検討と併せて、包括的民間委託についても検討していきます。

第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の推進のため、毎年度進捗管理(モニタリング)を行います。

また、経営戦略の計画期間は令和8年度～令和17年度の10年間ですが、5年後の令和12年度に見直し(ローリング)を行う予定です。経営戦略の投資・財政計画に対する実績との乖離を検証するだけでなく、将来予測や「収支ギャップ」の解消に向けた取り組み等についても検証し、必要な見直しを行っていきます。また、見直しの際に評価・分析を行い、その結果を次の経営戦略に反映させるPDCAサイクル「計画の策定(Plan)-実施(Do)-検証(check)-見直し(Action)」を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を住市民のみなさまへ公表し、更なる経営の健全化に取り組みます。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営指標モニタリング										
取組の評価・検証										
経営戦略見直し						★				★



参考 各用語の説明

○下水道(げすいどう)

『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう』(下水道法第2条第3号)。下水道の設置・管理は、原則として市が行います。

○農業集落排水(のうぎょうしゅうらくはいすい)

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

○漁業集落排水(ぎょぎょうしゅうらくはいすい)

漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

○有収水量(ゆうしゅうすいりょう)

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量。

○汚水処理水量(おすいしょりすいりょう)

下水道施設に流入する水量のうち、雨水処理水量を除いた部分の水量。

○有収率(ゆうしゅうりつ)

年間有収水量÷年間汚水処理水量を%で表したもの。

○汚水処理原価(おすいしょりげんか)

有収水量当たりの汚水処理費用のこと。

○使用料単価(しようりょうたんか)

有収水量当たりの使用料収入のこと。

○経費回収率(けいひかいしゅうりつ)

下水道等使用料収入で、汚水処理費用をどれだけまかなえているかを数値的に表した指標。この指標は、100%以上であることが企業として求められています。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入によりまかなわれていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となり、経営戦略によって経費回収率の向上を図ることが求められています。

○水洗化人口

処理区域内で、実際に下水道へ接続している人口。

○処理区域人口(きょうようかいしくいきんこう)

下水道が利用できるようになった区域内の人口。

○下水道処理人口普及率(げすいどうしょりじんこうふきゅうりつ)

下水道を利用する人口の割合

普及率(%)=供用開始区域内人口／行政人口×100

○水洗化率(すいせんかりつ)

水洗化率(%)=水洗化人口／処理区域内人口×100

○地方公営企業(ちほうこうえいきぎょう)

地方団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業(水道事業・病院事業・下水道事業など)

○損益計算書(そんえきけいさんしょ)

一定期間での「費用」「収益」を表示した企業の利益が分かる経営成績表

○貸借対照表(たいしやくたいしょうひょう)

一定時点での「資産」「負債」「純資産(資本)」を表示した企業の財産表。会社の規模や財政状態の健全性、短期的な支払能力などが分かる。

○企業債(きぎょうさい)

地方団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるために起こす地方債。